

桑名市路上喫煙の防止に関する条例（案）に対するパブリックコメント実施結果

区分	No.	いただいたご意見の概要	回答
<p>1. 第1条の「路上喫煙が受動喫煙を引き起こし、周囲の人に対して健康被害を及ぼすおそれがある」という文言の削除</p>	1	<p>そもそも受動喫煙とは、厚生労働省が定めているのは、室内もしくはそれに準ずる環境のみと言っている。それなのに、外である路上での喫煙で受動喫煙はあまりにも拡大に解釈されているからである。</p>	<p>健康増進法による受動喫煙の定義としては「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこを吸わされること」と定義されていますが、屋外では受動喫煙の定義はありません。しかし屋外であっても、たばこを吸っている人の近くではたばこの煙を吸ってしまうためこれを防止するため、本条例において規制するものです。</p>
	2	<p>健康増進法で受動喫煙は「室内又はそれに準ずる環境」のみ発生する。目的設定はおかしい</p>	
	3	<p>受動喫煙は「室内もしくはそれに準ずる環境」のみ発生すると厚生労働省が定義づけている。桑名市の目的は拡大解釈で間違っていると思います。</p>	
	4	<p>受動喫煙は「室内もしくはそれに準ずる環境」のみ発生すると厚生労働省が定義づけているはずだ。今回は路上（屋外）に対しての条例案にも関わらず、目的/定義の部分で受動喫煙について言及しているなんて、勉強不足も甚だしい。誤った定義のまま条例が施行されれば、桑名市議会の知識不足が露呈される。桑名市民として恥ずかしい。削除を求める。</p>	

区分	No.	いただいたご意見の概要	回答
2. 第2条(2)の削除	5	路上(屋外)において受動喫煙はない。目的での受動喫煙の文言削除に伴い、(2)の文章も削除すべき。桑名市はもっと勉強してください。	健康増進法による受動喫煙の定義としては「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこを吸わされること」と定義されておりますが、屋外では受動喫煙の定義はありません。しかし屋外であっても、たばこを吸っている人の近くではたばこの煙を吸ってしまうためこれを防止するため、本条例において規制するものです。
	6	受動喫煙は「室内もしくはそれに準ずる環境」のみ発生すると厚生労働省が定義づけているはずだ。今回は路上(屋外)に対しての条例案にも関わらず、目的/定義の部分で受動喫煙について言及しているなんて、勉強不足も甚だしい。誤った定義のまま条例が施行されれば、桑名市議会の知識不足が露呈される。桑名市民として恥ずかしい。削除を求める。	
3. 第2条(2)加熱式たばこの扱いについて	7	加熱式たばこについては、紙巻たばこと同様に議論されるべきではなく、加熱式たばこの健康影響に関する科学的エビデンスに基づいて規制が検討されるべきです。 今国会で審議されている健康増進法の一部を改正する法律案においても、他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないものとして厚生労働大臣が指定するたばこについては飲食等も可能な喫煙室内での使用が認められており、屋内であっても紙巻きたばことは異なる措置が定められています。 以上の理由から、路上等の屋外を規制する本条例案においては、加熱式たばこについては規制対象とするべきではないと考えます。	加熱式たばこの健康影響について、一部の専門家においては健康被害を生じさせるリスクはあるという指摘もされております。また喫煙者側もたばこを吸っているという認識がない場合が多く、紙たばこ以上に周囲への健康被害に対する警戒も必要であるという意見もあること、科学的に健康被害がないということが完全に証明されていないことから、規制対象に含めてまいりたいと考えています。
4. 第2条(3)の削除	8	プライバシーの侵害も甚だしい。監視社会となり交通事故にも繋がりがかねない。全国でも極めて恥ずかしい。	路上喫煙禁止区域において、車中で窓を開けてたばこを吸うと当然、煙は外に流れ受動喫煙してしまう可能性があるため規定いたしました。窓を開けていない方まで規制が及ぶことも踏まえまして、「車両に乗車中を含む、ただし、たばこの煙が外に漏れない状況である場合を除く」といたします。

区分	No.	いただいたご意見の概要	回答
5. 第5条 路上喫煙禁止について	9	<p>市内全域での路上喫煙禁止の条例化がポイ捨てや歩きタバコの主因である喫煙行為そのものを排除しようとする目的であるなら、努力義務とはいえ、たばこ販売店にとって重大な問題です。たばこ販売店は、法令により認められた「製造たばこの販売」により国および地方自治体に貢献するため、安定的なたばこ税【年間約9.2億円（平成28年度）】の納税に向けて、日々努力をしておりますが、年々屋内でたばこが吸えない環境が増えている現在、市内全域の屋外での喫煙規制は、たばこ離れに更なる拍車をかけることになり、大きな不安を抱きます。既に売上低迷により廃業するたばこ販売店が多い中、高齢化が進み、転業が困難で零細な小売店であるたばこ販売店の生活権に関わってまいりますので、格別のご配慮とご判断をお願いしたい。</p>	<p>この条例の目的は、多くの人が集まる場所において、周囲の人に対して健康被害を及ぼすおそれのある喫煙や都市環境への影響を鑑みてたばこの吸い殻のポイ捨てを規制することで、市民・事業者・行政が協力しながらマナー向上に向け取り組めるものと考えております。</p>
6. 第5条 努力義務について	10	<p>第5条では「・・・路上喫煙及びポイ捨てをしないように努めなければならない。」とあります。市内には、一定の喫煙ルールを必要とする駅周辺だけではなく、必要の無い田園地帯等もあります。当社としても「歩きタバコ」や「人ごみでの喫煙」につきましても、火の危険性から他人に危害を及ぼす可能性があるとして認識しており、慎むべき行動であるとの考えから、たばこを吸われる方々に対するマナー啓発に積極的に取り組んでいるところです。しかしながら、「人ごみ以外での喫煙」まで市内一律にその努力を求めることは、「市民等の責務」条項としまして、相応しくないと考えます。市民の皆様にも、その責務としてお願いすることは「路上喫煙」しない努力ではなく、環境美化、安全安心の視点から、「歩きタバコ」をしない努力をお願いすることだと考えます。従いまして、「路上喫煙」から、「歩きタバコ」へ変更して頂きたいと要望いたします。</p>	<p>人ごみ以外の場所においても、たばこを吸っている人の近くにいればたばこの煙を吸ってしまうおそれがあるため、努力義務として規定をしております。</p>

区分	No.	いただいたご意見の概要	回答
7. 第6条 重点区域（禁止区域）について	11	<p>ポイ捨て、路上喫煙が罰則化される重点区域については、町会や商店街等地元の意見を聴取し、「桑名駅周辺など、多くの人が行き交う、特に取り組みを強化する必要がある地区」を指定されるとのことですが、それぞれの地域の実情ならびに特性を十分に考慮するとともに、たばこ販売店や喫煙者の立場に立った意見も十分に反映され、現状のポイ捨て本数や歩きたばこ人数等、具体的な数値を把握し、重点区域設定のものさしを持った上で、たばこを吸われる方、吸われない方の双方が納得できる必要最低限で指定されることを希望します。</p> <p>また、選定された重点区域内には、条例遵守ならびにマナー向上のために不可欠なマナーを守り、安心して喫煙できる公共の喫煙所の設置についても希望します。</p> <p>なお、一旦設定された重点区域であっても、継続したマナー啓発により改善された場合は、指定解除が可能になる点も検討してほしい。</p>	<p>路上喫煙禁止区域については、人が多く行き交う桑名駅前・西桑名駅前を想定しております。指定された路上喫煙禁止区域については、施行日までに広く周知を図ることで滞りなく実施できるように進めてまいりたいと考えております。</p> <p>条例制定の目的が、受動喫煙の防止にあることから条例中に喫煙場所の設置を入れることは考えていません。</p> <p>また、喫煙場所の設置は喫煙場所から流れ出る煙をどう防ぐかが課題であると考えます。</p>
8. 第7条 桑名駅周辺の路上を全面的禁煙反対	12	<p>喫煙者は桑名駅を利用する場合、駅前で喫煙できなくなると長時間禁煙を余儀なくされます。これは喫煙者にとってとてもつらいことです。</p> <p>喫煙者は高いたばこ税を払って桑名市の財政に貢献しています。非喫煙者の一方的な意見に偏らずバランスのとれた行政をお願いします。</p>	<p>条例の目的にもございますが、他人のたばこの煙を吸わされることによる周囲の人に対する健康被害、及びたばこの吸い殻のポイ捨て等による都市環境の影響を考え制定するものです。</p>

区分	No.	いただいたご意見の概要	回答
<p>9. 第10条 罰則規定（過料徴収）について</p>	13	<p>罰則規定である過料処分による条例遵守の徹底を図るために、罰則適用の公平性を担保する為、継続的かつ徹底的な巡回・パトロールが必要となり、莫大な経費を要するものと思慮いたします。違反者は取締りによる抑止力から、一時的に我慢するものと思われませんが、それだけで意識が変わるものとは考え難く、結果的に巡回・パトロールの継続的な実施に伴う、継続的な経費発生に繋がるものと推察いたします。そのため、重点区域における各自のマナー意識の向上を図るための啓発活動や、条例ならびに指定喫煙所の周知等を同時に行うことが本来の目的に近づくものと考えております。</p> <p>なお、一旦設定された重点区域であっても、継続したマナー啓発により改善された場合は、指定解除が可能になる点も検討してほしい。</p>	<p>指定された路上喫煙禁止区域において、巡回・パトロールはもちろんのこと、あらゆる啓発活動を最小の費用で行っていきえるように考えており、このような行動を通して、条例の目的を遂行できるものと考えております。</p>
	14	<p>第10条の罰則における過料2万円以下については、どのような方法で徴収するのでしょうか。過料処分による条例遵守の徹底を図るためには、罰則適用の公平性を担保するため、継続的かつ徹底的な巡回・パトロール等が必要になり、莫大な経費を要するものと思慮いたします。</p> <p>そのため、重点区域における各自のマナーの意識の向上を図るための啓発活動や、条例並びに指定喫煙所の周知等を同時に行うことが本来の目的に近づくものと考えております。また、第2条の車両に乗車中を含む場合は、車両の中まで覗き込むことになりプライバシーの侵害に抵触する可能性があります。</p>	<p>身分証明書を携帯した市の職員が、指導及び過料処分に係る処理を行います。</p> <p>過料を取ることが目的ではなく、如何に指導をして路上喫煙禁止区域においてのルールを遵守していただくことが、大切かを理解していただくことに努めてまいります。</p> <p>また、路上喫煙禁止区域において、車中で窓を開けてたばこを吸うと当然、煙は外に流れ受動喫煙してしまう可能性があるため規定いたしました。窓を開けていない方まで規制が及ぶことも踏まえ、「車両に乗車中を含む、ただし、たばこの煙が外に漏れない状況である場合を除く」といたします。</p>
10. 喫煙場所の設置	15	<p>桑名市は今後観光都市を目指し発展すると思いますが、たばこ程度はマナーを守り吸っていただく場所を設置し喫煙者に少しでも満足を得られることを希望します。吸う、吸わない両者を「丸くおさめて」歴史もある桑名市にしてください。参考ですが、四日市駅前、津駅前にも喫煙場所はあります。</p>	<p>条例制定の目的が、受動喫煙の防止にあることから条例中に喫煙場所の設置を入れることは考えていません。</p> <p>また、喫煙場所の設置は喫煙場所から流れ出る煙をどう防ぐかが課題であると考えます。</p>

区分	No.	いただいたご意見の概要	回答
10. 喫煙場所の設置	16	<p>貴市へ通勤している名古屋市在住の者です。桑名市駅周辺が整備されること、期待いたしております。</p> <p>路上喫煙にしましては、是非とも喫煙所を設けて頂きますようお願いいたします。そうすれば、喫煙者は指定の場所で喫煙するようになり、通行する非喫煙者の受動は防げます。名古屋駅太閤通口の喫煙所の例を見ても明らかです。喫煙者を一方的に敵視せず、喫煙者、非喫煙者の両者に配慮した市政をお願いいたします。喫煙者が納めているたばこ税も無視できない金額です。</p>	<p>条例制定の目的が、受動喫煙の防止にあることから条例中に喫煙場所の設置を入れることは考えていません。</p> <p>また、喫煙場所の設置は喫煙場所から流れ出る煙をどう防ぐかが課題であると考えます。</p>
	17	<p>喫煙者の立場も考慮して駅前に喫煙所を設置して、喫煙者、非喫煙者が納得できる分煙にしてください。</p>	
	18	<p>喫煙者はたばこ1箱100円以上、年間9億円以上の市たばこ税を納めている。四日市駅前の様に喫煙所を設置してもらいたい。</p>	
	19	<p>喫煙自体が個人の自由意思による行為であることを考慮すれば、本来、ポイ捨てやあるきたばこ問題は、喫煙者個々のマナーやモラルの問題であり、法による規制は到底最善策とは思えません。</p> <p>今一度、条例による規制を実施する前に、人が集散する場所に公共の喫煙所を設置し、一定期間、徹底的なマナー啓発を行い、喫煙者の意識改革を図ることを重点においた施策を先行させる取り組みを検討いただけることを期待します。</p>	

区分	No.	いただいたご意見の概要	回答
10. 喫煙場所の設置	20	<p>ポイ捨てを防止するためには、たばこを吸われる方が定められた喫煙場所で喫煙できる環境づくりが重要です。路上喫煙禁止区域の指定におきましては、多くの愛煙家がマナーを守って、喫煙していることも熟慮いただき禁止区域内に喫煙可能な場所（灰皿等）を設置するなど、たばこを吸う方と吸わない方の双方が納得いくバランスの取れた対応を是非ともご検討いただきたくお願いいたします。また、それぞれの区域の特性や実情を考慮するとともに喫煙可能な場所（灰皿等）を確保されることを運用ルールとしていただくことを要望いたします。</p> <p>従いまして、第7条の（路上喫煙禁止区域における路上喫煙の禁止）に「ただし、市長の指定する場所においては、この限りではない。」等の記載を追加していただきたいと考えます。</p>	<p>条例制定の目的が、受動喫煙の防止にあることから条例中に喫煙場所の設置を入れることは考えていません。</p> <p>また、喫煙場所の設置は喫煙場所から流れ出る煙をどう防ぐかが課題であると考えます。</p>
	21	<p>私ども喫煙者は、たばこの価格の6割以上を租税負担しており、桑名市の財政にも大きく寄与しているものと思われまます。</p> <p>ポイ捨て等防止重点区域の指定にあたっては、必要最低限の区域とすること、また、指定区域内においても十分に喫煙可能な場所を定めることなど、あわせて、適切に喫煙場所を整備することは、非喫煙者の方からも喜ばれる施策であること、改めまして申し上げるまでもないこととございますので、私どもが納付している税金の一部を活用していただき、喫煙場所の設置にあてていただくよう強く要望します。</p> <p>私どもといたしましても、喫煙マナーが守られ、喫煙者と非喫煙者がともに理解し、分かり合える桑名市が望ましいと考えており、今後の活動として、喫煙マナーの普及・向上に継続的に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>どうぞ私ども愛煙家の真摯な気持ちをお汲み取りいただき、今後の貴市の取り組みあたりまして、喫煙者・非喫煙者双方に配慮した施策の検討を行うよう、切にお願い申し上げます。</p>	

区分	No.	いただいたご意見の概要	回答
10. 喫煙場所の設置	22	<p>近鉄四日市駅には近くに喫煙場所があるのに、観光都市を目指す桑名駅にはないのが残念です。議会は少数の人の意見も聞くことが大切だと思います。吸う、吸わない両者を「丸く収めてこそ」議会の目的であると思います。吸う人はマナーを守り吸わない人に心遣いを持つべきです。</p> <p>喫煙場所の整備には、桑名駅周辺の環境美化やおもてなしという面で必要不可欠だと思います。税収のことも考え両者にとって喜ばれるような議論をお願いします。</p>	<p>条例制定の目的が、受動喫煙の防止にあることから条例中に喫煙場所の設置を入れることは考えていません。</p> <p>また、喫煙場所の設置は喫煙場所から流れ出る煙をどう防ぐかが課題であると考えます。</p>
	23	<p>桑名市に毎年約9.2億円程度のたばこ税が納税されている。桑名市にとって重要な財源である。また、そのたばこを購入されている方々は、喫茶（喫煙＋茶）店を営む我々の大事なお客様である。桑名駅周辺における喫煙所の設置を約束せずに我々のお客様を排除するような条例には反対である。</p>	
11. その他	24	<p>全体を通して、愛煙家を無視した条例を施行しようとしている桑名市に不信感を抱いている。健康増進法の改正により屋内の喫煙規制に拍車がかかる中、屋外でも喫煙の規制をすればどのような事態が起こるのか。先を見ているのか疑問である。</p>	<p>この条例の目的は、多くの人が集まる場所において、周囲の人に対して健康被害を及ぼすおそれのある喫煙や都市環境への影響を鑑みてたばこの吸い殻のポイ捨てを規制することで、市民・事業者・行政が協力しながらマナー向上に向け取り組めるものと考えております。</p>
12. その他	25	<p>桑名駅を毎日使用しているが、桑栄メイトの階段で火を付けて吸い始める人がいて嫌な気分になる。外国人観光客向けウエルカムとか書いた看板が近くにあるのに。</p> <p>市のイメージのためにも早く施行したほうがいいし、個人的にも煙のない生活をしたい。</p>	<p>今後、条例の制定に向けてしっかりと啓発活動を行い、マナー向上に向けた取り組みを進めてまいります。</p>